

荒尾市大島浄化センターの設備更新工事に伴う  
発生物件の売払いに係る条件付一般競争入札  
実施要領

**【入札参加申込期間】**

令和5年12月14日（木）

～ 12月28日（木）

**【入札日】**

令和6年1月19日（金）

午後2時00分から

令和5年12月

〒864-0032  
荒尾市増永 1903 番地  
荒尾市企業局 建設課  
TEL 0968-64-2700（直通）  
FAX 0968-64-2706  
Email : kigyou-k@city. arao. lg. jp  
荒尾市公式ホームページ  
<http://www.city. arao. lg. jp/>

荒尾市では、大島浄化センターの設備更新工事に伴う発生物件の売払いを条件付一般競争入札により決定します。入札に参加を希望される方は、この実施要領の内容を承知のうえ、お申し込みください。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 荒尾市大島浄化センターの設備更新工事に伴う発生物件の売払い
- (2) 最低売払価格 2,041,160円（消費税及び地方消費税を含む。）  
(入札書比較価格 1,855,600円)

詳細は別添、「売払物件説明書」記載のとおり。

## 2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成24年告示第60号）第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- (3) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 熊本県内に本店又は支店、営業所等を有すること。
- (8) 産業廃棄物収集運搬業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項）及び産業廃棄物処分業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項）を有すること。

## 3 入札に付する条件

- (1) 引き取り  
手続き終了後、すみやかに物件の引き取りを行うこと。
- (2) 処理状況の確認
  - ア 分別後の売買物件について、その処理が適正に実施されたことを証する資料を書面により報告すること。
  - イ 種別毎の計量結果を書面により報告すること。
  - ウ 書類の作成や計量等の費用については、買取人の負担とします。

## 4 入札参加申込み

- (1) 申込方法

申込みは、持参又は郵送によるものとします。郵送の場合は書留郵便等の利用をお勧めします。

(2) 申込先

荒尾市企業局建設課

〒864-0032 荒尾市増永1903番地 TEL0968-64-2700

(3) 申込期間

令和5年12月14日(木)から令和5年12月28日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで受け付けます(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。ただし、土・日・祝日は受付を行いません。

(4) 提出書類(提出部数 各1部)

No.	提出書類	摘要
1	入札参加申請書 (様式1)	
2	身分証明書	法人の場合は法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) 法人格を有しない団体は代表者個人の身分証明書
3	印鑑登録証明書	法人の場合は印鑑証明書 個人事業主の場合は、印鑑登録証明書 法人格を有しない団体は代表者個人の印鑑登録証明書
4	国、県、市税の滞納がないことを証する書類	①直前1年の「法人税又は所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(税務署発行) ②熊本県所管の事業税、自動車税及びその他県税の納税証明書(県の機関発行) ③市税に関して、市内に営業所等がある場合は、法人の納税証明書、代表者、個人の住所がある場合は、その者の納税証明書(市役所発行)
5	産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を証する書類	産業廃棄物収集運搬業許可証と産業廃棄物処分業許可証(コピー)
6	役員名簿(様式2)	

(注1) No.2~No.3は発行後3か月以内のものに限る。

(注2) 様式については、入札参加申請書提出日時点において記載してください。

(注3) 必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 入札参加資格者の決定及び通知

入札参加資格の確認については、申込先にて資格要件を審査し、結果(入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知します。

5 入札日程

No.	入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
1	物件の公開	令和5年12月14日(木)から 令和5年12月28日(木)まで	大島浄化センター (荒尾市大島四丁目1番73号)

			※対象物件を確認される場合には事前に荒尾市企業局へ連絡すること。
2	入札参加申請書等の提出	令和5年12月14日(木)から 令和5年12月28日(木)まで	荒尾市企業局建設課へ提出すること。
3	質問書の提出	令和5年12月14日(木)から 令和5年12月28日(木)まで	様式は自由。
4	入札参加資格審査結果通知書	令和6年1月4日(木)から 令和6年1月12日(金)まで	書面により通知する。(郵送)
5	質問に対する回答	随時	荒尾市ホームページにて公開。
6	入札日時	令和6年1月19日(金) 午後2時00分から	荒尾市役所 入札室
7	開札	同上	※荒尾市企業局建設課が執行。

## 6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土・日・祝日を除く。)以内に、荒尾市企業管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができます。
- (2) 荒尾市企業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土・日・祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 7 物件の公開

- (1) 令和5年12月14日(木)から令和5年12月28日(木)の午前9時から12時、午後1時から5時までとします。  
ただし、土日、祝日、年末年始期間は除く。
- (2) 公開場所：荒尾市大島浄化センター  
荒尾市大島町四丁目1番73  
※対象物件を確認される場合は事前に荒尾市企業局へご相談ください。

## 8 入札物件説明書等に対する質問及び回答

- (1) 入札物件説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出することとします。
  - ア 提出方法  
書面(様式は自由)により持参、ファックス又は電子メールにて提出することとします。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。
  - イ 質問の受付期間・受付時間  
令和5年12月14日(木)から令和5年12月28日(木)までの午前8時3

0分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで受け付けます。ただし、土・日・祝日は受付を行いません。

ウ 提出先

4(2)の担当部局

ファックス：0968-64-2706

メールアドレス：kigyoun-k@city.arao.lg.jp

(2) 質問及び回答は、荒尾市ホームページにて公開します。なお、質問者名は公表しません。

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

10 入札等

(1) 4(5)の通知により入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとします。

ア 入札日時

令和6年1月19日(金)午後2時00分から

イ 入札場所

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所 入札室(市庁舎2階)

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及びファックス、電子メール等によるものは認めません。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出してください。

(2) 入札書に記載する金額は、購入金額から消費税及び地方消費税相当額を除く額を記載してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とします。

(3) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができません。

(4) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、一旦開札して確認の上、全ての入札書を無効とします。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に2に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとします。

(6) 無効とした入札書は、返却しません。

## 1.1 落札者の決定方法

- (1) 入札は1回とし、最低売払金額以上の入札をした者のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## 1.2 契約

- (1) 契約に関しては、4(2)の担当部局が落札者に連絡し、必要な手続の説明や契約書の作成を行います。
- (2) 契約の締結は、落札決定の翌日から起算して7日(土・日・祝日を除く。)以内に行ってください。
- (3) 期限までに契約を締結されない場合、落札は無効となります。落札者の都合で契約に至らなかった場合は、今後3年間、物品等の売払い相手を決定する入札への参加を認めません。
- (4) 売買代金は、契約締結日に即日、納入するものとします。

## 1.3 その他の留意事項

- (1) 入札保証金  
免除します。
- (2) 申請書等に関する事項
  - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとします。
  - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しません。
  - エ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用いたしません。
  - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めません。
  - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとります。
- (3) 入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、入札参加資格があると認められた者が、入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する入札参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとします。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土・日・祝日を除く。)以内に、荒尾市企業管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができます。
- (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとします。

- (5) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、荒尾市公有財産規則（平成 18 年規則第 7 号）及び荒尾市契約規則（昭和 39 年規則第 19 号）の規定によります。